

市県民税の主な税制改正

平成19年度の市県民税の税率については、4月10日発行の市広報でお知らせしましたが、今回は、市県民税の主な税制改正についてお知らせします。

国から地方へ税源移譲

平成19年度の市県民税は、国の三位一体改革により、各地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うため、国の所得税から地方の市県民税へ税源移譲が行われます。

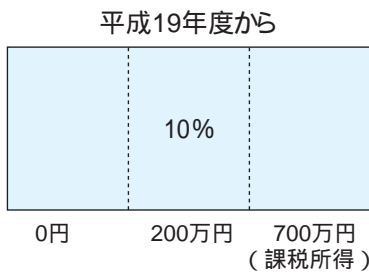
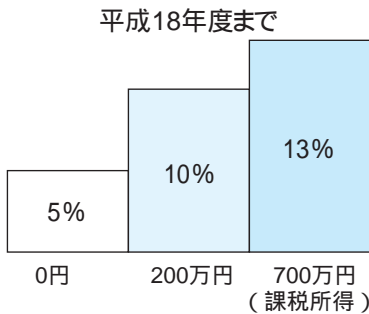
この税源移譲によって、市民の皆さんが納めていただく市県民税は平成19年度、平成19年6月課税分）から大きく変わります。



市県民税の税率が10%に統一されます

平成18年度まで、市県民税の所得割の税率は課税所得によって異なり、5%、10%、13%の3段階に分かれていま

(グラフ1)



したが、平成19年度から一律10%（市民税6%・県民税4%）に統一されます（グラフ1参照）。課税所得とは、給与や事業収入など税法上「収入」と呼ばれるものから給与所得控除や事業に必要な経費、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額です。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

(表1) 平成18年度まで

市県民税所得割		所得税		負担率
課税所得	税率	課税所得	税率	税率
200万円以下	5%	330万円以下	10%	15%
200万円超 700万円以下	10%		20%	20%
700万円超	13%	330万円超900万円以下	20%	30%
		900万円超1,800万円以下	30%	33%
		1,800万円超	37%	43%
				50%

平成19年度から

課税所得	市県民税所得割		所得税	負担率
	税率	税率		
195万円以下	一律 10%	5%	15%	
195万円超330万円以下		10%	20%	
330万円超695万円以下		20%	30%	
695万円超900万円以下		23%	33%	
900万円超1,800万円以下		33%	43%	
1,800万円超		40%	50%	

市県民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。市県民税の10%化に伴い、国税(所得税)の税率構造も見直されます。所得税は、平成

19年分、平成19年中に給与・年金から源泉される分や、平成20年2月18日、3月17日の確定申告分）から、最低税率が10%から5%に引き下げ、最高税率が37%から40%に引き上げとなります(表1参照)。

(表2) 調整控除

課税所得金額	控除額
200万円以下	次のとのおいずれか少ない金額の5% (市民税3%・県民税2%) 市県民税と所得税の人的控除額(基礎控除含む)の差の合計額 課税所得金額
200万円超	次のからを控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3%・県民税2%) 市県民税と所得税の人的控除額(基礎控除含む)の差の合計額 課税所得金額から200万円を控除した金額

市県民税所得割の定率減税の経過(表3)

平成17年度まで	定率控除前の所得割額の15%相当額を控除(限度額4万円)
平成18年度	定率控除前の所得割額の7.5%相当額を控除(限度額2万円)
平成19年度	廃止

65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置(表4)

年度	所得割	均等割	
		市民税	県民税
平成17年度	非課税	非課税	非課税
平成18年度	3分の1を課税	1,000円	1,100円
平成19年度	3分の2を課税	2,000円	1,400円
平成20年度	軽減措置なし 全額課税	3,000円	1,800円

調整控除が創設されます(人的控除額の差による負担増の減額措置)

市県民税と所得税では、市県民税の方が基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ収入金額でも、課税所得金額は市県民税の方が所得税よりも多くなります。

したがって、市県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、税負担が増えてしまうこととなります。

このため、個々の人的控除

の適用状況に応じて、市県民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除(表2参照)が設けられます。

人的控除とは、所得控除のうち、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除など、人の基本的生計費に着目した控除をいいます。

定率減税が廃止されます

市県民税の定率減税が平成19年度から廃止(表3参照)されます。なお、所得税は、平成17年分までは所得税額の

20%相当額(限度額25万円)が減税されていましたが、平成18年分は10%相当額(限度額12万5千円)となり、平成19年分からは廃止されます。

税源移譲がされても「市県民税」+「所得税」の納税者の負担は変わりませんが、定率減税の廃止によって、平成19年度市県民税で最大2万円の負担増となります。

65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置

平成17年度までは、年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対し

て非課税措置が適用されました。平成18年度以降は廃止されましたが、平成17年1月1日現在で65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については経過措置(表4参照)が設けられています。

県民税均等割には県民緑税800円が含まれています。

住宅ローン控除の適用(平成20年度)

税源移譲に伴い所得税額が減少する結果、今まで所得税で控除できていた金額が控除

しきれなくなるといった問題が生じてまいります。これについて、既存の住宅ローン控除適用者(平成11年から平成18年までの居住者)の税負担の変動が生じないようにするため、対象となる方からの申告に基づき、市県民税の所得割の額から控除します。

地震保険料控除の創設(平成20年度から適用)

地震への備えに対する自助努力を支援する施策の一環として、地震保険料控除が創設され、地震保険料の2分の1に相当する額(上限2万5千円)が控除されます。これに伴い損害保険料控除は廃止されますが、経過措置として、平成18年末までに契約した長期損害保険の保険料については、従来の損害保険料控除の適用があります(両方の控除を受ける場合の上限は2万5千円)。



《問合せ》 税務課 市民税係
または各総合支所 市民生活課